

国土交通省独立行政法人評価委員会 日本高速道路保有・債務返済機構分科会（第6回）議事要旨

1. 日 時 平成20年8月1日（金） 10：00～11：40

2. 場 所 合同庁舎第3号館 国土交通省11階特別会議室

3. 出席委員（五十音順、敬称略）

秋岡榮子、角紀代恵、杉山武彦、杉山雅洋、水尾衣里、山内弘隆

4. 議 事

(1) 平成19年度決算について

(2) 平成19年度業務実績評価について

5. 議事概要

(1) 平成19年度決算について

機構から平成19年度決算の概要を説明した後、質疑が行われ、大臣に具申すべき意見はない旨議決された。

これについて、分科会長から国土交通省独立行政法人評価委員会委員長に報告することとされた。

<質疑の概要>

○ 平成19年度の新規調達の資金内訳を教えて欲しい。

→ 全て債券で調達しており、政府保証債2兆4,830億円、財投機関債6,100億円である。

○ 道路会社の経営努力による助成がなぜ平成19年度から始まったのか。また、助成金がどのように使われているか。

→ 会社の経営努力による費用節減を促す助成については、日本高速道路保有・債務返済機構法に規定されており、準備を進めてきたが、実際の案件は平成19年度からとなった。なお、経営努力による削減額の2分の1は、助成金として道路会社に交付され、使途は道路会社の裁量となっている。

○ 新規調達した政府保証債、財投機関債の購入者の属性を教えてほしい。

→ 政府保証債は、証券会社、銀行等二十数社からなるシンジケート団が一旦引き受け、財投機関債は、証券会社が一旦引き受けることとなる。

(2) 平成19年度業務実績評価について

① 「決算に合わせて開示する高速道路事業関連情報（平成19年度）（案）」を説明した後、質疑が行われた。

<質疑の概要>

- 機構のセグメント情報（損益計算書）（概要）において阪神高速道路の京都圏と本四高速道路の当期利益がマイナスになっているが、減価償却費の額はそれほどどうなっているのか。
→ 本四高速道路の減価償却費は、約393.8億円であり、阪神高速道路の京都圏の減価償却費は、3.5億円である。
- 本四高速道路はキャッシュフローでは大丈夫とのことだが、阪神高速道路の京都圏はどうなのか。
→ 阪神高速道路の京都圏においても料金収入が管理費をわずかに上回っている。
- 機構のセグメント情報（貸借対照表）（概要）において阪神高速道路の阪神圏が債務超過になっているが、いつ解消されるのか。これでは将来上場するのには難しいのではないか。
→ 債務超過の解消時期を予測することは難しいが、いずれ解消される見込みである。また、当該情報は、機構が保有する阪神高速道路に関する資産、負債等をセグメント化したものであり、阪神会社の上場自体に直接影響する訳ではない。
- 資金調達の実績と、計画（協定）での想定金利との差はどのような状況か。
→ 想定金利3.00%に対して実績が1.82%と想定を下回っている。
- 全国的に交通量が減っている傾向にある中、阪神高速道路の京都圏について、早期のネットワークの完成が望まれるが、何か具体的な指導はしているのか。
→ 平成22年にネットワークが完成する予定であり、一刻も早く完成させることが重要であると考えている。

② 国民への意見募集結果について、意見がなかった旨を報告した後、質疑が行われた。

<質疑の概要>

- なぜ、国民の意見がなかったのか。また、意見の募集期間が2週間というのは短いのではないか。国民の関心はあるはずである。もっと国民に広く知ってもらえるような手法を考えるべきである。
→ 分析をしていないので要因はわからないが、国土交通省所管の他の独立行政法人も同様に各分科会のホームページにて意見募集を行ったところ、意見が出ている分科会は、現時点で2分科会と少ない。今年度からの取り組みなので、他の委員会の委員からは、独立行政法人評価委員会のホームページで意見募集をするべきだとの意見が出ている。今年度の結果を踏まえ、来年度以降のあり方について検討していきたい。

③ 分科会長から、個別項目に係る各委員の事前評価をもとに作成した分科会長私案が示された。

これに基づき討議が行われ、その結果、全36項目の評価が決定された（評点4のもの4項目、評点3のもの32項目）。

この評価を踏まえ、総合的な評定が検討され、業務運営評価は「順調」とすることが決定された。

また、総合評価に係る分科会長私案が示され、討議の後、引き続き、会社の費用削減・技術開発・環境施策等の促進、随意契約の適正化の推進、給与水準の改善努力、より積極的な情報公開に関する意見を内容とする総合評価が決定された。

なお、委員長への報告は分科会長に一任することとされた。

<討議の概要>

- 機構は、経営努力による助成金の用途を把握するべきではないか。【委員】
 - 助成金の使い道に、ある程度会社の裁量がないと逆にインセンティブが働かなくなるのではないか。公的な組織が民間企業に裁量のある助成金を与えるのは画期的な制度である。【委員】
 - 透明性の確保も大事だが、民間企業のインセンティブの確保という観点から現行のままでよいのではないか。【委員】
- 総合評価の「法人の業務の実績」において、ファクトブックのことが評価されているが、ファクトブックの個別項目の評定結果は3であり、普通の評価の項目を総合評価に記載するのは少しおかしいのではないか。【委員】
 - 多くの評定結果は3に集中しており、同じ3の評価でも幅はある。情報公開の項目は、業務運営に対する意見として、今後もより一層がんばってほしいという視点で記載している。【委員】
- 機構はどの程度まで環境施策等で道路会社に関与できるのか。【委員】
 - 法律で両者の役割は分担されており、多くの事柄は会社が自ら判断することになる。機構は道路会社に対しての強制力はないが、債務償還や道路管理に影響が出るようなことについては、道路会社に対してある程度強い意見が言えると考えられる。【機構】
 - 環境施策等への促しについては、枠組みの範囲で、機構の役割を果たしていくことを期待している。【国交省】

(以上)